○国土交通省令第八十二号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第三項から第五項まで及び第七項並びに第五十条第二項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　地方支分部局
　第一節　管区気象台及び沖縄気象台（第九十一条―第百二十五条）
　第二節　海洋気象台（第百二十六条―第百三十四条）」を「第三章　地方支分部局（第九十一条―第百二十五条）」に、「第百三十五条」を「第百二十六条」に改める。

第一条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第三十条の見出し及び同条第一項中「国際室並びに防災企画調整官、危機管理企画調整官及び技術開発調整官」を「防災企画室及び国際室並びに危機管理企画調整官、技術開発調整官及び海外気象プロジェクト推進官」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「防災企画調整官」を「防災企画室」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「関すること」の下に「（海外気象プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　防災企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁の所掌事務に関する災害の防止に係る政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　災害の防止に係る気象業務（以下「防災気象業務」という。）に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

三　防災気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに防災気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。

3　防災企画室に、室長を置く。

第三十条に次の一項を加える。

8　海外気象プロジェクト推進官は、気象庁の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係るものに関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章第一節の節名を削る。

第九十一条の表を次のように改める。

名称	管轄区域
札幌管区気象台	北海道及びその地先水面の区域
仙台管区気象台	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県並びにそれらの地先水面の区域
東京管区気象台	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びにそれらの地先水面の区域
大阪管区気象台	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県並びにそれらの地先水面の区域
福岡管区気象台	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びにそれらの地先水面の区域

第九十二条中「技術部」を「気象防災部」に改める。

第九十四条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「技術部」を「気象防災部」に改め、同条第一号中「（海上気象を除く。）」を削り、「、津波及び陸水象」を「及び水象」に改め、同条第三号及び第四号中「（海上気象を除く。）」を削り、「陸水象」を「水象」に改め、同条第七号を削る。

第九十四条の三第一項、第九十四条の四第一項、第九十五条第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項中「技術部」を「気象防災部」に改める。

第九十五条の三の次に次の二条を加える。

（海洋情報調整官）

第九十五条の四　管区気象台の気象防災部に、それぞれ海洋情報調整官一人を置く。

2　海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　海面水温の予報に関すること。

二　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。

三　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地震津波火山防災情報調整官）

第九十五条の五　管区気象台（東京管区気象台に限る。）の気象防災部に、地震津波火山防災情報調整官一人を置く。

2　地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百条の見出し中「技術部」を「気象防災部」に、「気候・調査課」を「防災調査課」に、「測器課」を「地球環境・海洋課」に改める。

第百一条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「気候・調査課」を「防災調査課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　災害の防止に係る気象情報の地域における利用に関すること。

第百一条中第二号及び第三号を削り、同条第四号中「（海上気象を除く。）」を削り、「陸水象」を「水象」に、「統計及び調査」を「観測並びにその成果の収集及び発表」に改め、「関すること」の下に「（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）及び地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

第百一条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「技術部」を「気象防災部」に改め、同号を同条第七号とする。

第百二条第一号中「（海上気象を除く。）」を削り、「陸水象」を「水象（津波を除く。）」に、「気候・調査課」を「防災調査課及び地球環境・海洋課」に改め、同条第二号及び第三号中「陸水象」を「水象」に改め、同条第五号を削る。

第百三条第一号中「観測」及び「発表」の下に「の実施」を加え、「（気候・調査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　気象測器その他の測器に関すること（総務部並びに地震火山課及び地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

第百三条第三号を削る。

第百四条第三号中「、火山現象及び地動」を「及び火山現象」に改め、同条に次の一号を加える。

四　地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること。

第百六条及び第百七条を次のように改める。

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百六条　地球環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候の予報に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、海面水温の予報に関すること。

四　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。